

(1) 情報公開事務

四條畷市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求が54件あり、そのうち全部開示が25件、部分開示が24件、非開示が5件であった。

請求のあった実施機関とその内訳は、四條畷市長に対するものが44件、四條畷市教育委員会教育長に対するものが7件、四條畷市選挙管理委員会委員長に対するものが3件であった。

主な請求内容は、次のとおりである。

決定内容	開示請求内容等
全部開示	四條畷市住居表示台帳(岡山五丁目1、19番街区、岡山東一丁目5番街区、岡山東四丁目7、8番街区、岡山東五丁目5番街区、清滝中町8、13番街区、田原台二丁目30番街区、田原台六丁目6番等街区、南野六丁目1番街区) グループウェアシステム及び文書管理システム・更改運用保守業務委託の二次審査における全参加事業者の各審査員の採点表(審査員の氏名は対象外)
部分開示	広報誌広告欄使用契約の締結に関する起案文書(令和元年度、令和2年度、令和3年度)及び令和元年度起案文書の内容を補足する応礼会社の見積書(応礼会社の見積書における応礼会社の代表者印については、非開示とした。) 令和3年7月1日から令和3年12月31日までの住居表示受付簿及び住居表示台帳(住居表示受付簿の氏名欄については、非開示とした。)
非開示	①家庭内ゴミ収集、パッカー車の契約に関わるその査定方法、②査定した委員の名とその査定点数表(5年前のものから)、③その議事録(①から③全てにおいて文書不存在のため、非開示とした。)

開示決定に対する審査請求はなかった。

(2) 個人情報保護事務

四條畷市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求が15件あり、そのうち全部開示が3件、部分開示が8件、非開示が4件であった。

請求のあった実施機関とその内訳は、四條畷市長に対するものが15件であった。

主な請求内容は、次のとおりである。

区分	請求内容等
全部開示	令和2年度軽自動車税(種別割)減免通知書の市役所保管の写し
部分開示	別紙「住民票の写し等交付通知書」における第三者請求に関する申請書等一式(請求者以外の個人に関する情報については、非開示とした。)
非開示	本人の住民票、戸籍等について第三者が取得する際に必要な申請書類一式について(文書不存在のため、非開示とした。)

自己情報の訂正請求及び利用停止請求並びに開示決定に対する不服申立てはなかった。